（後期高齢者医療制度の健全な運営の確保）

第二十五条の三　保険薬局は、その取り扱う療養の給付及び保険外併用療養費に係る療養に関し、次の各号に掲げる行為を行つてはならない。

一　保険医療機関若しくは医療法第二条の二第二項に規定するオンライン診療受診施設（以下「オンライン診療受診施設」という。）（別に厚生労働大臣が定める要件に該当するものを除く。以下この号において同じ。）と一体的な構造とし、又は保険医療機関若しくはオンライン診療受診施設と一体的な経営を行うこと。

二　保険医療機関若しくは保険医又はオンライン診療受診施設に対し、患者に対して特定の保険薬局において調剤を受けるべき旨の指示等を行うことの対償として、金品その他の財産上の利益を供与すること。

2　（略）

（後期高齢者医療制度の健全な運営の確保）

第二十五条の三　保険薬局は、その取り扱う療養の給付及び保険外併用療養費に係る療養に関し、次の各号に掲げる行為を行つてはならない。

一　保険医療機関と一体的な構造とし、又は保険医療機関と一体的な経営を行うこと。

二　保険医療機関又は保険医に対し、患者に対して特定の保険薬局において調剤を受けるべき旨の指示等を行うことの対償として、金品その他の財産上の利益を供与すること。

2　（略）

（療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部改正）

第二条　療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等（平成十八年厚生労働省告示第百七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第一の一の二　療担規則第五条第二項、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十六号。以下「薬担規則」という。）第四条第二項並びに療担基準第五条第二項及び第二十六条の四第二項の厚生労働大臣が定める療養 （略） 第十二の二　薬担規則第二条の三第一項第一号及び療担基準第二十五条の三第一項第一号の別に厚生労働大臣が定める要件 医療法第三十条の四第一項に規定する医療計画におけるへき地に所在する保険薬局に設置されていること	第一の一の二　療担規則第五条第二項、薬担規則第四条第二項並びに療担基準第五条第二項及び第二十六条の四第二項の厚生労働大臣が定める療養 （略） （新設）

第十三　薬担規則第二条の四及び療担基準第二十五条の四の保険薬局に係る厚生労働大臣が定める掲示事項

一～四　（略）

第十三　保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（以下「薬担規則」という。）第二条の四及び療担基準第二十五条の四の保険薬局に係る厚生労働大臣が定める掲示事項

一～四　（略）

附　則

この告示は、令和八年四月一日から適用する。

その他告示

○金融庁告示第一号

銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五十二条の六十一の七第二項の規定により、次の電子決済等代行業者に係る電子決済等代行業の登録がその効力を失ったので、同法第五十六条第二十号の規定に基づき、告示する。

令和八年一月二十八日

金融庁長官　伊藤　豊

登録番号　関東財務局長（電代）第九十九号
電子決済等代行業者名　株式会社ペイルド
主たる営業所又は事務所の所在地　東京都中央区日本橋兜町五番一号兜町第一平和ビルＢ一Ｆ
登録年月日　令和四年七月二十日
失効年月日　令和七年十月八日

○総務省告示第三十四号

市の境界変更

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定に基づき、埼玉県行田市と鴻巣市との境界を次のとおり変更する旨、埼玉県知事から届出があったので、同条第七項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、令和八年二月一日からその効力を生ずるものとする。

令和八年一月二十八日

総務大臣　林　芳正

行田市に編入する区域

鴻巣市広田字向領一四八四の二、一四八五の二、一五〇五の二、一五〇六から一五一一まで、一五一三から一五二〇まで、一五二二、一五二三、一五二五、一五二六及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部並びに一五二七、一五三〇、一五三三、一五三五、一五三七、一六三六、一六三八から一六四三まで、一六四五、一六四七の地先の道路である公有地の一部

鴻巣市に編入する区域

行田市大字野字中島二二一から二二四まで、二二四の二、二二五から二三七まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部並びに六〇、六一の一、六一の二、六二から六七まで、六八の一、六八の二、六九、七〇、七二、二一二の地先の道路、水路である公有地の一部

○法務省告示第八号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人に電磁的記録に関する事務を行わせる。

この告示は、告示の日から効力を生ずる。

令和八年一月二十八日

法務大臣　平口　洋

東京法務局所属

梅本圭一郎